

「L-カルニチン」の食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価について

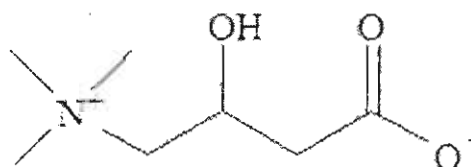
1. 経緯

「L-カルニチン」について平成26年5月12日付けで農林水産大臣から厚生労働大臣あてに、飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料添加物の指定並びに基準値及び規格の設定に係る意見聴取がなされた。今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（以下、対象外物質という。）に定めることについて、同法第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

本成分は、生命活動に必須の微量成分であり、肝臓を中心に、必須アミノ酸のメチオニンと蛋白結合性のリジン为原料基質として生合成され、ヒトをはじめとするあらゆる動物の主に筋肉中に存在する。しかしながら、生体内で生合成される L-カルニチンは体内に含有する量のごく一部であり、多くは食品等から摂取している。L-カルニチンの生体内における作用は、エネルギー源としての長鎖脂肪酸をミトコンドリアマトリックス内に運搬することであり、その結果、β酸化を経てエネルギー（ATP）が産生される。

L-カルニチンは食肉等に含有する成分として摂取している他に、国内では、「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）」として、食品としての使用が認められている。また、海外においても食品として広く使用されている。家畜、家きん、水産養殖動物等に対する飼料添加物等としての使用は、EU、米国をはじめ、カナダ、南米、中国、台湾及び韓国など 19 か国以上で既に認可されており、幅広い使用実績がある。なお、EU においては食品中の残留基準の設定を不要とする成分とされている。



L-カルニチン

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記の成分を対象外物質とする妥当性について検討する。